

堂島監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 23 年 6 月 7 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、堂島監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

堂島監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものとして認められる。

1. 当該監査法人においては、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うとされている統括代表社員が、品質管理担当責任者に対し品質管理のシステムの整備等に関する指示を行っておらず、品質管理担当責任者の品質管理の実施状況を把握していないなど、品質管理担当責任者に任せきりにし、実効性ある態勢整備に取り組んでいない。
また、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備等の重要性に対する認識が欠如していることから、情報セキュリティや監査実施者の評価及び処分等に関する内部規程を整備していないほか、日常的監視や定期的検証が形骸化していることから、独立性の確認、監査業務の実施、審査の実施、監査調書の管理等に係る不備を看過している。
さらに、統括代表社員等は、社員会議事録、監査計画書、審査資料等を事後作成する等の不適切な対応を行ったほか、守秘義務の遵守等に係る措置を講じていないなど、法令等遵守態勢は著しく不十分である。
このように、当該監査法人においては、法人の組織規律や相互監視が機能しておらず、また、統括代表社員及び品質管理担当責任者がその職責を果たしていないなど、業務管理体制は極めて不適切である。
2. 監査業務の実施については、業務執行社員等において、監査の基準に関する理解が不十分であること、監査業務の品質を確保するという意識が著しく不足していることなどから、リスク・アプローチに基づく監査計画を策定しておらず、また、会計上の見積りの監査等の監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範にみられる。
3. 監査業務に係る審査については、法人として審査の重要性に対する認識が欠如していること、審査担当者及び業務執行社員において審査に関する監査の基準の理解が著しく不足していることから、監査計画の審査及び監査意見の審査が実施されていない監査業務が多数みられるなど、審査態勢は極めて不適切である。
4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、指摘事項に対する改善を図るための具体的な方針及び手続を定めていないこと、指摘事項の改善状況を確認していないことから、未改善事項が認められるなど、改善への取組は不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2474)
